

板橋区携帯型ヒアリンググループシステム貸与要綱

(平成25年3月27日区長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚にハンディのある身体障がい者、高齢者及びその他区民が、集会、説明会等での発言を聞き取る際に有効な携帯型ヒアリンググループシステム（以下「ヒアリンググループシステム」という。）を必要とする場合において、一時的に貸与し、区民の利便を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 貸与を受け、利用できる者は、区内に住所を有する者、区内に住所を有する者が代表者となっている団体、区内の官公署、区内の小中学校又は区長が必要と認める者とする。

(貸与の期間)

第3条 貸与の期間は貸与を開始した日から1週間以内とする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は貸与の期間を延長することができる。その場合においての貸与期間は、1週間以内の貸与期間を1回として2回までの更新を限度とする。

(使用料)

第4条 使用料は無料とする。

(貸与の手続き)

第5条 ヒアリンググループシステムの貸与を受けようとする者及び貸与の延長を受けようとする者は、区長に申請書（別記第1号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、利用開始又は延長開始日の3日前までとする。

(貸与の決定)

第6条 区長は前条の規定により申請を受けたときは申請事項を調査の上、貸与の可否を決定する。

2 前項の規定により貸与を決定したときは、区長は、利用承認書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により貸与を決定したときは、ヒアリンググループシステム管理台帳（別記第3号様式）によって記録しておかなければならない。

(遵守事項)

第7条 貸与を承認された者（以下「被貸与者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸与されたヒアリンググループシステムは、十分な管理のもとで使用すること。

(2) ヒアリンググループシステムを利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外の目的のために使用しないこと。

(3) 次の行為を行わないこと

- ① 営利行為
- ② 寄付・募金行為
- ③ 近隣の迷惑となる行為
- ④ 宗教行事
- ⑤ 保護者がいない16歳未満の者のみでの利用
- ⑥ その他、区長が貸与目的になじまないと認める行為

(4) ヒアリンググループシステムを全部若しくは一部毀損し又は紛失した場合はすみやかに貸し出しを受けた担当者に報告し、指示を受けること。またその場合は、区に相当額の弁償をすること。

(5) ヒアリンググループシステムを必要としなくなったときは、承認期間内であってもすみやかに返還すること。

(利用承認の取消等)

第8条 区長は、次の各号の一に該当するときは、ヒアリンググループシステムの利用

の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 災害その他の事故によりヒアリンググループシステムの貸与ができないとき。

(事故等による責任)

第9条 被貸与者がヒアリンググループシステムを使用中、事故等により損害を受けた

場合であっても、区は区の責めに帰すべき事由によるもののほか、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 ヒアリンググループシステムの運搬は、被貸与者が行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則 (令和3年4月19日決定)

1 この要綱は、決定の日から実施する。

第1号様式（第5条関係）

携帯型ヒアリンググループシステム貸与申請書（新規・延長）

年 月 日

（あて先）板橋区長

住所

氏名

電話 （ ）

下記のとおり携帯型ヒアリンググループシステムを利用したいので、板橋区携帯型ヒアリンググループシステム貸与要綱に基づき申請します。
なお、承認されたうへは、同要綱に基づく指示を順守します。

記

携帯型ヒアリンググループシステム利用者	住 所	板橋区
	氏名／団体名	
利用目的		
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

携帯型ヒアリングループシステム利用承認書（新規・延長）

様

板 橋 区 長

年 月 日付で申請のありました上記の件について、下記のとおり承認
します。

記

利 用 目 的	
利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
承 認 番 号	

利 用 上 の 注 意

- 1 承認書の提示 この「利用承認書」は、返却時必ず貸し出しを受けた窓口にお示しください。
- 2 利用権の譲渡禁止等 利用承認を受けた権利の譲渡又は転貸、承認を受けた目的以外の目的での使用はできません。
- 3 携帯型磁気ループシステムの管理 貸与された携帯型ヒアリングループシステム（以下、ヒアリングループシステム）は、十分な管理のもとで使用してください。万一、ヒアリングループシステムの全部若しくは一部を毀損し、又は紛失した場合はすみやかに貸し出しを受けた担当者に報告し、指示に従ってください。その場合は区に相当額の弁償をしていただくことになりますので、ご注意ください。
- 4 利用期間の順守 ヒアリングループシステムを必要としなくなったときは、承認期間内であってもすみやかに返還してください。
ただし、承認期間を超えて必要な場合は、1週間ごとの延長申請により、最長2回まで更新できます。希望する場合は、新たに延長の手続きをしてください。
- 5 事故等による責任 ヒアリングループシステムを使用中の事故等については、区は区の責めに帰すべき事由によるもののほか、一切の責任を負いません。
- 6 その他 貸与されたヒアリングループシステムの運搬は、利用者若しくは申請者が行ってください。

携帯型磁気ループシステム管理台帳

承認 No.	住 所・氏 名	電 話	貸与期間（初回）	延 長	1 回	年 月 日まで	返 還	月 日	備 考
		□（ ）	年 月 日から 年 月 日まで		2 回	年 月 日まで	確 認	月 日	障がい ・ 高齢 ・ その他
承認 No.	住 所・氏 名	電 話	貸与期間（初回）	延 長	1 回	年 月 日まで	返 還	月 日	備 考
		（ ）	年 月 日から 年 月 日まで		2 回	年 月 日まで	確 認	月 日	障がい ・ 高齢 ・ その他
承認 No.	住 所・氏 名	電 話	貸与期間（初回）	延 長	1 回	年 月 日まで	返 還	月 日	備 考
		（ ）	年 月 日から 年 月 日まで		2 回	年 月 日まで	確 認	月 日	障がい ・ 高齢 ・ その他
承認 No.	住 所・氏 名	電 話	貸与期間（初回）	延 長	1 回	年 月 日まで	返 還	月 日	備 考
		（ ）	年 月 日から 年 月 日まで		2 回	年 月 日まで	確 認	月 日	障がい ・ 高齢 ・ その他
承認 No.	住 所・氏 名	電 話	貸与期間（初回）	延 長	1 回	年 月 日まで	返 還	月 日	備 考
		（ ）	年 月 日から 年 月 日まで		2 回	年 月 日まで	確 認	月 日	障がい ・ 高齢 ・ その他
承認 No.	住 所・氏 名	電 話	貸与期間（初回）	延 長	1 回	年 月 日まで	返 還	月 日	備 考
		（ ）	年 月 日から 年 月 日まで		2 回	年 月 日まで	確 認	月 日	障がい ・ 高齢 ・ その他
承認 No.	住 所・氏 名	電 話	貸与期間（初回）	延 長	1 回	年 月 日まで	返 還	月 日	備 考
		（ ）	年 月 日から 年 月 日まで		2 回	年 月 日まで	確 認	月 日	障がい ・ 高齢 ・ その他
承認 No.	住 所・氏 名	電 話	貸与期間（初回）	延 長	1 回	年 月 日まで	返 還	月 日	備 考
		（ ）	年 月 日から 年 月 日まで		2 回	年 月 日まで	確 認	月 日	障がい ・ 高齢 ・ その他
承認 No.	住 所・氏 名	電 話	貸与期間（初回）	延 長	1 回	年 月 日まで	返 還	月 日	備 考
		（ ）	年 月 日から 年 月 日まで		2 回	年 月 日まで	確 認	月 日	障がい ・ 高齢 ・ その他